

令和5年12月21日

第1回意見調整委員会

意見調整委員会の会議の運営について（案）

1 会議の公開又は非公開について

(1) 公開の基準

次の各号のいずれかに該当する事項の審議、審査、調査等（以下「審議等」という。）を行うときは非公開とし、それ以外の事項の審議等を行うときは公開するものとする。

- ① 組合情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当すると認められる事項について、審議等を行うとき。（別紙1「非公開情報の解説」及び別紙2「組合情報公開条例第7条抜粋」参照）
- ② 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

(2) 公開又は非公開の決定時期

次回委員会の会議の公開又は非公開の決定は、会議の都度、審議案件の内容を踏まえて委員長が委員に諮って行うことを原則とする。

2 開催情報の事前広報について

意見調整委員会の会議（以下単に「会議」という。）の開催情報について、事前に広報するものとする。

(1) 開催情報の範囲

事前に広報すべき会議開催情報の範囲は、次に掲げるものとする。

- ① 会議名
- ② 議題名
- ③ 公開・非公開の別
- ④ 開催日時
- ⑤ 開催場所
- ⑥ 傍聴の可否及び傍聴者の定員
- ⑦ 傍聴手続
- ⑧ 非公開の理由（非公開とする場合）
- ⑨ 問合せ先

(2) 開催情報の事前広報の方法

事前広報の方法は、次によるものとする。

- ① 組合ホームページへの掲載
- ② 報道（市政記者クラブ）への情報提供

3. 議事の進め方について

(1) 各回における議事内容（予定）

① 第1回

- ・委員会の会議の運営
- ・建設候補地の選定から要求書への対応までの経過説明

② 第2回及び第3回

- ・要求書に記載された意見及びその意見に対する見解の陳述

③ 第4回

- ・第2回及び第3回における意見及び見解に係る論点整理

④ 第5回

- ・第4回の論点整理の結果を踏まえて作成した意見書案の審議

※ 作成した意見書を、本組合及び彦名校区自治連合会に送付

(2) 意見陳述等の進め方（第2回及び第3回を想定）

意見及び見解の陳述は、案件の整理番号ごとに以下の手順により行うものとする。

① 彦名校区自治連合会は、要求書に記載された意見を委員に説明

② 当局は、当該意見に対する見解を委員に説明

③ 委員は、彦名校区自治連合会の意見及び当局の見解に対し、質疑等により、彦名校区自治連合会に理解できない部分やその理由を確認

④ 当局は、彦名校区自治連合会が理解できない部分について再見解を委員に説明

⑤ 以降、論点整理ができる段階になるまで、③と④を繰り返し

参考

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」においては、事業者と関係住民の意見調整の結果の取扱いについて、以下のように規定されている。（別紙3）

① 関係住民の理解が得られた場合 →意見調整終了

② 事業者の対応が不十分な場合 →指導通知

③ 事業者の対応は十分だが、関係住民の理解が得られない場合→意見調整終了 (以下の理由により、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。)

・関係住民が意見調整に応じない。

・関係住民が生活環境保全上の理由以外の理由により反対している。

・事業者と関係住民の生活環境保全上の意見が乖離している。

4 開催スケジュール

開催スケジュールは以下のとおり

	開催日時	開催場所
第1回	12/21（木）10：00～12：00	米子市役所本庁舎4階402会議室
第2回	1/16（火）10：00～12：00	米子コンベンションセンター3階 第1会議室
第3回	1/25（木）10：00～12：00	米子コンベンションセンター3階 第1会議室
第4回	2/8（木）13：00～15：00	米子市役所本庁舎4階402会議室
第5回	2/26（月）10：00～12：00	米子コンベンションセンター3階 第2会議室

5 会議開催結果の公表について

会議開催結果は、次により公表するものとする。

(1) 公表方法

組合ホームページへの掲載

(2) 公表内容

- ① 会議名
- ② 開催日時
- ③ 開催場所
- ④ 出席者
- ⑤ 議題名
- ⑥ 会議の公開・非公開の別
- ⑦ 傍聴者数
- ⑧ 会議資料
- ⑨ 次回開催予定
- ⑩ 議事の概要

(3) 非公開とした会議の開催結果の公表

会議の全部または一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法に十分配慮するとともに、会議資料についても同様に配慮したうえで、可能な範囲の情報を公表するものとする。

(4) 会議録の作成

会議録の作成にあたっては、次の取り扱いによるものとする。

- ① 会議録に記載する委員の発言者区分は、委員長及び委員の2区分とする。
- ② 会議録は、要点議事録を基本とする。なお、委員会の判断により、その議事の全文を記録しておく必要があると認めた場合は全文議事録を作成する。

6 傍聴について

(1) 会場と傍聴者の定員

会場	定員	理由
米子市役所本庁舎 4 階 402 会議室又は米子コンベンションセンター 3 階第 1 会議室又は米子コンベンションセンター 3 階第 2 会議室	5 名 程度	委員 5 名、当局 4 名程度及び地元関係者 4 名程度（長机 1 に対し 2 名着席）の着席スペースを確保し、後席に報道席を配置し、空きスペースに椅子を配置できる最大人数とした。

(2) 傍聴者の制限

委員長は、会議の円滑な運営の確保、出席者及び傍聴者の安全を確保するため、傍聴者を制限することができるものとする。

(3) 傍聴の手続き

① 傍聴に関する事項の周知

傍聴の可否及び傍聴者の定員は、会議開催情報の広報に合わせ、本組合ホームページにて公表する。

② 傍聴者の決定

- ・ 傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議当日に受付において傍聴者受付簿に住所、氏名、その他必要事項を記入する。
- ・ 傍聴の受付は、開会 40 分前に開始し、同 15 分前に締切るものとする。
- ・ 傍聴の締切り時点で、傍聴希望者が定員を超過している場合は、抽選を行うものとする。
- ・ 抽選は、傍聴者受付簿の受付番号に対応したカードを中の見えない箱に入れ、抽選人（組合職員）がそのカードを引く方法によることとし、抽選人が引いた番号と傍聴者受付簿の番号が一致した傍聴希望者を当選人とする。

③ 定員に満たない場合の対応

傍聴の受付を締め切った際に、傍聴者が定員に満たない場合は、定員に達するまで受付順で傍聴者を決定する。

④ 会議開会後の傍聴受付

会議の開会後は、原則として、傍聴の受付は行わない。

(5) 報道関係者の対応

報道関係者は、前項の規定にかかわらず、会議を傍聴することができる。

(4) 傍聴の禁止

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することはできない。

- ① 刃物その他危険な物を携帯している者
- ② 酒気を帯びていると認められる者
- ③ 張り紙、びら、プラカード、旗、のぼりその他これらに類する物を所持している者
- ④ 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴者に迷惑をかけるおそれがあると認められる者

(5) 傍聴時の注意事項

① 傍聴者は、指定された傍聴席以外の場所に立ち入ることができない。

② 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 会議における言論に対して批評を加え、又は公然と可否を表明しないこと。

イ 静粛にし、私語、談笑、拍手等をしないこと。

ウ 飲食をしないこと。

エ 喫煙をしないこと。

オ その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

③ 傍聴者は、会場において写真撮影、録画、録音等をしてはならない（報道関係者を除く。）

◆非公開情報の解説（鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例第7条各号）

号	非公開情報	具体例等	
第1号	個人に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人識別することができる情報を含む。） ・特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報 	住所、氏名、生年 月日、本籍、職業 等 ※登記簿記載情報を除く。
第2号	法人等に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・法人その他の団体（地方公共団体等を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、当該法人または個人の権利、正当な利益等を害するおそれのある情報 	経営状況、信用上 不利益を与える情 報
第3号	公共の安全等に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報 	犯罪捜査情報等
第4号	法令秘に属する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等の規定により、公にすることができないと明示されている情報 	閲覧禁止・守秘義務のある情報
第5号	審議、検討又は協議に関する情報	<p>組合の機関の審議等の情報であって、意思形成過程情報（検討途中の段階の情報）を公にすることが、公益性を考慮しても、意思決定において著しい支障を及ぼすと認められる情報を非公開とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不<u>當</u>に損なわれるもの」とは、公にされることにより、外部からの圧力や干渉を受けることにより、率直かつ活発な意見交換や意思決定の中立性が不<u>當</u>に損なわれるおそれがあり、その弊害が生じる高度な蓋然性が認められる情報をいう。 ・「不<u>當</u>に住民の間に混乱を生じさせるもの」とは、審議中の事案で正確性等が担保されていない未成熟な情報で住民に無用の誤解を与え、混乱を招く蓋然性が高い情報をいう。 ・「特定の者に不<u>當</u>に利益を与え若しくは不利益を及ぼすもの」とは、尚早な時期に公にされることにより、投機を助長し、特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす蓋然性が高いと認められる情報をいう。 	候補地の土地情 報、当該土地の調 査・評価の情報等

号	非公開情報	具体例等
第6号	国、他の地方公共団体等との協力関係に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・組合と国や他の地方公共団体との協力関係に基づく情報であって、他の地方公共団体等から公表してはならない旨の指示、組合に協議が求められている情報で公表されていない情報等、公開することにより協力関係に著しい支障を及ぼすと認められる情報 	市町村から非公表の指示のあった情報、市町村において未だ公表していない情報等
第7号	事務事業の執行に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・組合が行う事務又は事業の情報であって、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であって、法的保護に値する程度の蓋然性のある情報は非公開とする。 ・公開することにより、以降の同種の事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障が認められる情報 ・当該事務事業の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる情報 	公開により、将来の同種の事務事業の遂行に支障のある情報

※ この表にある具体例等においても、その適用に際しては、公益上の公開の必要性を十分に考慮して、慎重に判断する必要がある。

○鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例第7条抜粋

(実施機関の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある情報を除く。）

エ 個人の権利利益を不当に害するおそれがなく、公にすることが公益上必要であると認められる情報

オ 当該個人が公にすることに同意している情報

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、捜査、警備その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (4) 法令等の規定により、公にすることができないと明示されている情報

- (5) 組合の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不适当に住民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすもの
- (6) 組合と国、独立行政法人等又は他の地方公共団体との間における照会、検討、協議、指示等に関する情報であって、公にすることにより、その協力関係に著しい支障を及ぼすもの
- (7) 組合が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる次に掲げるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害すると認められるもの
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められるもの
- オ 組合が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害すると認められるもの
- カ その他当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」抜粋

(意見調整結果の通知)

第18条 知事は、前条の規定による意見の調整を行った結果について、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。

- (1) 関係住民の理解が得られたと認めるとき。
- (2) 意見の調整に対する事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。
- (3) 次条の規定により意見の調整を終結するとき。

2 知事は、前項の通知を行うときは、鳥取県廃棄物審議会の意見を聞くものとする。

(意見の調整の終結)

第19条 知事は、意見の調整の結果、これに対する事業者の対応が十分と認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、意見の調整を終結することができる。

- (1) 関係住民が意見の調整に応じないことにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。
- (2) 関係住民が生活環境保全上の理由以外の理由により反対することにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。
- (3) 事業者と関係住民の生活環境保全上の意見が乖離していることにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。

